

【表紙】

|                         |                                  |              |
|-------------------------|----------------------------------|--------------|
| 【提出書類】                  | 有価証券届出書                          |              |
| 【提出先】                   | 東海財務局長                           |              |
| 【提出日】                   | 2021年4月15日                       |              |
| 【会社名】                   | 株式会社グッドスピード                      |              |
| 【英訳名】                   | GOODSPEED.CO.,LTD.               |              |
| 【代表者の役職氏名】              | 代表取締役社長 加藤 久統                    |              |
| 【本店の所在の場所】              | 愛知県名古屋市東区泉二丁目28番23号              |              |
| 【電話番号】                  | (052)933-4092（代表）                |              |
| 【事務連絡者氏名】               | 執行役員管理本部長 松井 靖幸                  |              |
| 【最寄りの連絡場所】              | 愛知県名古屋市東区泉二丁目28番23号              |              |
| 【電話番号】                  | (052)933-4092（代表）                |              |
| 【事務連絡者氏名】               | 執行役員管理本部長 松井 靖幸                  |              |
| 【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】 | 株式                               |              |
| 【届出の対象とした募集（売出）金額】      | その他の者に対する割当                      | 118,332,000円 |
| 【安定操作に関する事項】            | 該当事項はありません。                      |              |
| 【縦覧に供する場所】              | 株式会社東京証券取引所<br>(東京都中央区日本橋兜町2番1号) |              |

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

| 種類   | 発行数     | 内容   |
|------|---------|--|
| 普通株式 | 69,200株 | 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。<br>単元株式数は100株であります。 |

- (注) 1. 2021年4月15日開催の取締役会決議によります。
2. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分（以下「本自己株式処分」と言います）により行われるものであり、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
3. 振替機関の名称及び住所  
株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2【株式募集の方法及び条件】

##### (1)【募集の方法】

| 区分          | 発行数     | 発行価額の総額（円）  | 資本組入額の総額（円） |
|-------------|---------|-------------|-------------|
| 株主割当        | -       | -           | -           |
| その他の者に対する割当 | 69,200株 | 118,332,000 | -           |
| 一般募集        | -       | -           | -           |
| 計（総発行株式）    | 69,200株 | 118,332,000 | -           |

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

##### (2)【募集の条件】

| 発行価格（円） | 資本組入額（円） | 申込株数単位 | 申込期間         | 申込証拠金（円） | 払込期日         |
|---------|----------|--------|--------------|----------|--------------|
| 1,710   | -        | 100株   | 2021年5月6日（木） | -        | 2021年5月6日（木） |

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに当社と割当予定先との間で株式総数引受契約を締結し、払込期日に下記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
4. 払込期日までに割当予定先との間で株式総数引受契約を締結しない場合は、本自己株式処分に係る割当は行われないこととなります。

##### (3)【申込取扱場所】

| 店名              | 所在地                 |
|-----------------|---------------------|
| 株式会社グッドスピード 管理部 | 愛知県名古屋市中区泉二丁目28番23号 |

##### (4)【払込取扱場所】

| 店名                | 所在地             |
|-------------------|-----------------|
| 株式会社三菱UFJ銀行 大津町支店 | 愛知県名古屋市中区錦3-4-6 |

### 3【株式の引受け】

該当事項はありません。

### 4【新規発行による手取金の使途】

#### (1)【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額（円）  | 発行諸費用の概算額（円） | 差引手取概算額（円）  |
|-------------|--------------|-------------|
| 118,332,000 | 550,000      | 117,782,000 |

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、割当予定先の調査費用、有価証券届出書等の作成費用等です。

#### (2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額117百万円については、設備投資資金及び運転資金に充当する予定であります。具体的には103百万円を2021年5月以降、2021年7月までにMEGASUV知立店（愛知県知立市）の駐車場敷地拡張に伴う設備投資資金（69百万円）およびグッドスピード車検中川・港店（名古屋市港区）駐車場敷地拡張に伴う土地購入費用（34百万円）に、14百万円を2021年7月までに運転資金に充当することを予定しております。また、支出予定時期までの資金管理につきましては、当社の銀行預金口座にて管理を行います。

なお、当社の設備投資計画については、後記「第三部 追完情報 2 設備投資計画の変更」に記載の通りです。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

### 1【割当予定先の状況】

|                    |                |   |
|--------------------|----------------|---|
| a. 割当予定先の概要        | 名称             | 株式会社伊藤工務店   |
|                    | 本店の所在地         | 愛知県名古屋市中川区小碓通2丁目25番地  |
|                    | 代表者の役職・氏名      | 代表取締役 伊藤 徳宏   |
|                    | 事業の内容          | 総合建設業、設計事務所、不動産業  |
|                    | 資本金            | 1億円   |
|                    | 主たる出資者及びその出資比率 | 1. 伊藤 徳宏 42.67%<br>2. 伊藤 洋子 12.91%<br>3. 伊藤 友一 7.76%<br>4. 池畑 雅子 7.54%<br>5. 伊藤 桂子 7.50%<br>6. 伊藤 壽美子 7.50%<br>7. 中部技建株式会社 6.85%<br>8. 伊藤 栄基 6.05%<br>9. 伊藤 靖浩 0.57%<br>10. 笠井 幸雄 0.56% |
| b. 提出者と割当予定先との間の関係 | 出資関係           | 該当事項はありません。   |
|                    | 人事関係           | 該当事項はありません。   |
|                    | 資金関係           | 該当事項はありません。   |
|                    | 技術又は取引等関係      | 当社は割当予定先へ設計および建設業務を委託しております。  |

(注) 本届出書提出日現在におけるものであります。

c．割当予定先の選定理由

当社は、「新車・中古車販売並びに安心・快適・楽しいカーライフの提供を通じて、すべての人に感謝・感動・感激を与え続ける伝道師でありたい」をミッションに掲げ、中期経営計画における中期経営目標である「SUV販売台数日本一」の実現に向け、新車・中古車小売販売台数の拡大、店舗数の拡大、カーライフサポートの拡充などの成長戦略の下、事業展開を進めております。

割当予定先である株式会社伊藤工務店は、1922年（大正11年）に創業し今年で99年の歴史を持つ会社です。愛知県名古屋市に本社を置き主に総合建設業を展開しており、主要取引先にはトヨタ自動車・トヨタグループ、官公庁などがあります。当社の自動車販売店や整備工場の設計および建設においても取引実績があり、当社が強みとする「快適・清潔な店舗作り」にご尽力いただいております。

割当予定先との取引関係をより強固なものとし、本自己株式処分により調達する資金をMEGA専門店の新規出店にかかる設備投資資金等に充当することにより、当社の店舗開発および新規出店に係る体制の強化を図ることとし、同社を処分先とする自己株式の処分を行うことといたしました。

d．割当てようとする株式の数

| 割当予定先の名称  | 割当株式数        |
|-----------|--------------|
| 株式会社伊藤工務店 | 普通株式 69,200株 |
| 合計        | 69,200株      |

e．株券等の保有方針

当社は、割当予定先より、本自己株式処分により取得する株式について中長期的に保有する方針であることを口頭にて確認しております。

なお、当社は、割当予定先から、割当予定先が払込期日から2年以内に本自己株式処分により取得する当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由等の内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

f．払込みに要する資金等の状況

当社は本自己株式処分に要する財産の存在について、割当予定先に対する株式会社三井住友銀行の入出金明細及び決算書を受領しました。当社はこれらの書類を確認することにより、割当予定先が本自己株式処分の払込みに必要な資金を出資する旨確約していることを確認しております。これにより、当社は割当予定先において本自己株式処分の払込みに必要かつ十分な資金が確保されていると判断しています。

g．割当予定先の実態

当社は、第三者調査機関である株式会社セキュリティー&リサーチ（東京都港区赤坂二丁目16番6号 代表取締役：羽田寿次）から、割当予定先並びにその役員及び主要株主による反社会的勢力等との関与等の事実が確認されなかった旨の調査報告書を受領しており、割当予定先が反社会的勢力等とは一切関係がない旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

### 3【発行条件に関する事項】

#### (1) 発行価額の算定根拠

本自己株式処分の処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、2021年4月14日（取締役会決議日の直前営業日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である1,710円としております。

本自己株式処分に係る取締役会決議日の直前営業日の終値を基準としたのは、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、また、算定時に最も近い時点の市場価格である取締役会決議日の直前営業日の終値が、当社の企業価値を最も適切に表すものであり、当社株式の現時点における公正な価格を算定するにあたって基礎とすべき価格として合理性があると判断したためであります。

なお、当該処分価額につきましては、直前営業日までの過去1ヶ月間の終値平均である1,691円（円未満切捨）からのかい離率1.12%、直前営業日までの過去3ヶ月間の終値平均である1,670円（円未満切捨）からのかい離率2.40%、直前営業日までの過去6ヶ月間の終値平均である1,519円（円未満切捨）からのかい離率12.57%となっております。これらを勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は特に有利なものとは言えず、合理的なものと判断しております。

上記処分価額につきましては、監査等委員会（3名にて構成、うち2名は独立役員）が、処分予定先に特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

#### (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した理由

本自己株式処分に係る株式数は、69,200株（議決権数692個）であり、これは2020年12月31日の当社の発行済株式総数3,106,400株に対して2.23%（総議決権数30,360個に対して2.28%）の割合に相当し、一定の希薄化をもたらすこととなります。

しかしながら、当社と処分予定先が資本関係を構築し信頼関係を強固にすることで、当社の新たな飛躍に向けての経営・財務基盤の強化および事業展開により効果的なものとなり、この結果、当社の企業価値の向上に資するものと考えため、本自己株式処分による処分数量および株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

### 4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

| 氏名又は名称  | 住所   | 所有株式数<br>(株) | 総議決権数<br>に対する所有<br>議決数の<br>割合 | 割当後の所<br>有株式数<br>(株) | 割当後の総<br>議決権数に<br>対する所有<br>議決権数の<br>割合 |
|---|--|--------------|-------------------------------|----------------------|--|
| 加藤 久統   | 愛知県名古屋市中区  | 903,800      | 30.18                         | 903,800              | 29.50                                  |
| 株式会社Anela   | 愛知県名古屋市中区泉2丁目<br>13-10                                 | 900,000      | 30.05                         | 900,000              | 29.37                                  |
| あいおいニッセイ同和損害保険<br>株式会社                                | 東京都渋谷区恵比寿1丁目28番<br>1号                                  | 150,000      | 5.01                          | 150,000              | 4.90                                   |
| NOMURA PB NOMINEES LIMITED<br>OMUNIBUS-MARGIN(CASHPB) | 1 ANGEL LANE, LONDON, EC4R<br>3AB, UNITED KINGDOM      | 102,900      | 3.44                          | 102,900              | 3.36                                   |
| モルガン・スタンレーMUFG証券<br>株式会社                              | 東京都千代田区大手町1丁目9<br>番7号大手町フィナンシャルシ<br>ティサウスタワー           | 78,300       | 2.61                          | 78,300               | 2.56                                   |
| MSIP CLIENT SECURITEIS                                | 25 CABOT SQUARE, CANARY<br>WHARF, LONDON E14 4QA, U.K. | 73,500       | 2.45                          | 73,500               | 2.40                                   |
| 株式会社伊藤工務店   | 愛知県名古屋市中川区小碓通2丁<br>目25番地                               |              |                               | 69,200               | 2.26                                   |
| GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL                           | PLUMTREE COURT, 25 SHOE<br>LANE, LONDON EC4A 4AU, U.K. | 33,000       | 1.10                          | 33,000               | 1.08                                   |
| 田村 大祐   | 千葉県船橋市   | 28,300       | 0.94                          | 28,300               | 0.92                                   |
| 株式会社SBI証券   | 東京都港区六本木1丁目6番1<br>号                                    | 25,747       | 0.86                          | 25,747               | 0.84                                   |
| 大岩 学  | 愛知県丹羽郡扶桑町  | 25,700       | 0.86                          | 25,700               | 0.84                                   |
| JPモルガン証券株式会社  | 東京都千代田区丸の内2丁目7-<br>3                                   | 22,900       | 0.76                          | 22,900               | 0.75                                   |
| グッドスピード従業員持株会   | 愛知県名古屋市中区泉2丁目<br>28-23                                 | 18,800       | 0.63                          | 18,800               | 0.61                                   |
| 計   |  | 2,362,947    | 78.90                         | 2,432,147            | 79.38                                  |

(注) 1. 本第三者割当前の大株主構成は、2020年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。割当て後の所有株式数、割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当前の所有株式数に、本自己株式処分による株式数を加えて算出したものを記載しております。

2. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、2020年9月30日現在の総議決権数(29,948個)に本第三者割当増資により増加した議決権数(692個)を加えた数を分母として算出しております。

3. 総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点第3位を四捨五入しております。

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第18期事業年度）及び四半期報告書（第19期第1四半期）（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日（2021年4月15日）までの間に新たに生じた変更その他の事由はありません。

また、有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は以下の「事業等のリスク」に記載した事項を除き、本有価証券届出書提出日（2021年4月15日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する事項もありません。

### 2 設備計画の変更

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第18期事業年度）における「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画(1) 重要な設備の新設」は本有価証券届出書提出日（2021年4月15日）現在（ただし、既支払額については2021年2月12日現在）以下の通りとなっております。

| 事業所名<br>（所在地）                  | 設備の内容 | 投資予定金額     |              | 資金調達方法                     | 着手及び完了予定年月 |          | 完成後の増加<br>能力（駐車可<br>能台数） |
|--------------------------------|-------|------------|--------------|----------------------------|------------|----------|--------------------------|
|                                |       | 総額<br>（千円） | 既支払額<br>（千円） |                            | 着手         | 完了       |                          |
| MEGASUV知立店<br>（愛知県知立市）         | 敷地拡張  | 77,800     | 8,492        | 自己資金、借入金<br>及び自己株式処分<br>資金 | 2020年11月   | 2021年5月  | 100台                     |
| グッドスピード車<br>検中川・港店<br>（名古屋市港区） | 敷地拡張  | 48,700     | 0            | 自己資本、借入金<br>及び自己株式処分<br>資金 | 2021年6月    | 2021年12月 | 20台                      |

（注）1．上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2．当社は、自動車販売及びその附帯事業の単一セグメントであるため、セグメントの名称については省略しております。

### 3 臨時報告書の提出について

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の第18期有価証券報告書提出日（2020年12月28日）以降、本有価証券届出書提出日（2021年4月15日）までの間において、以下の臨時報告書を東海財務局長に提出しております。

（2020年12月28日提出の臨時報告書）

#### 1 提出理由

2020年12月25日開催の当社第18回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

#### 2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

令和2年12月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

当社の事業の多様化に対応するため、事業の目的事項を追加する。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、加藤久統、横地真吾及び平松健太を選任する。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、三津川康之、保坂憲彦及び松井隆を選任する。

## (3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項                                | 賛成(個)  | 反対(個) | 棄権(個) | 可決要件 | 決議の結果及び賛成割合(%) |
|-------------------------------------|--------|-------|-------|------|----------------|
| 第1号議案<br>定款一部変更の件                   | 21,181 | 7     | 0     | (注)1 | 可決 98.08%      |
| 第2号議案<br>取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件 |        |       |       |      |                |
| 加藤 久統                               | 21,183 | 5     | 0     | (注)2 | 可決 98.09%      |
| 横地 真吾                               | 21,181 | 7     | 0     |      | 可決 98.08%      |
| 平松 健太                               | 21,181 | 7     | 0     |      | 可決 98.08%      |
| 第3号議案<br>監査等委員である取締役3名選任の件          |        |       |       |      |                |
| 三津川 康之                              | 21,181 | 7     | 0     | (注)2 | 可決 98.08%      |
| 保坂 憲彦                               | 21,181 | 7     | 0     |      | 可決 98.08%      |
| 松井 隆                                | 21,181 | 7     | 0     |      | 可決 98.08%      |

(注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

## (4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算していません。

## (2021年2月25日提出の臨時報告書)

## 1 提出理由

2021年2月19日開催の当社取締役会において、株式会社チャンピオンの全株式を取得し、子会社化することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号および第8号の2の規程に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2 報告内容

## 1. 子会社取得の決定

(1) 取得対象子会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額および事業の内容

商号 : 株式会社チャンピオン

本店の所在地 : 愛知県名古屋市千種区香流橋二丁目3番1号

代表者の氏名 : 代表取締役 秋葉 武夫

資本金の額 : 30,000千円(2020年5月期末時点)

純資産の額 : 1,058,977千円(2020年5月期末時点)

総資産の額 : 1,679,061千円(2020年5月期末時点)

事業の内容 : ハーレーダビッドソンおよびベスバの正規ディーラー運営



## (2) 取得対象子会社の最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益および純利益

(単位：千円)

| 決算期   | 2018年5月期 | 2019年5月期 | 2020年5月期 |
|-------|----------|----------|----------|
| 売上高   | 884,234  | 909,212  | 718,248  |
| 営業利益  | 42,221   | 2,567    | 16,871   |
| 経常利益  | 27,078   | 43,102   | 29,508   |
| 当期純利益 | 58,789   | 42,607   | 29,508   |

## (3) 取得対象子会社の当社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

|      |                                  |
|------|----------------------------------|
| 資本関係 | 当社と取得対象子会社との間には、記載すべき資本関係はありません。 |
| 人的関係 | 当社と取得対象子会社との間には、記載すべき人的関係はありません。 |
| 取引関係 | 当社と取得対象子会社との間には、記載すべき取引関係はありません。 |

## (4) 取得対象子会社に関する子会社取得の目的

当社は、「中古車販売並びに安心・快適・楽しいカーライフの提供を通じて、すべての人に感謝・感動・感激を与え続ける伝道師でありたい」をミッションに掲げ、中期経営目標「SUV販売台数日本一」の実現に向け、中古車小売販売台数の拡大、店舗数の拡大、カーライフサポートの拡充などの成長戦略の下、事業展開を進めております。2020年より、当社の強みである『ファン(お客様)との繋がり』をさらに強化するため、新たにバイク事業に参入し、2020年5月に中古バイク販売・レンタルバイク専門店のグッドスピードモーターサイクル東海名和店(愛知県東海市)をオープン、2020年10月にはBMW Motorradの正規ディーラーであるMotorrad Gifu(岐阜県岐阜市)をオープンいたしました。Motorrad Gifuは2020年10月のオープン初月、BMW Motorrad全ディーラーのオープン初月登録台数において過去最多の登録台数を達成しており、この実績は新規参入から1年未経過のバイク事業かつ当社初となるディーラー事業であったものの、当社が長らく四輪事業で培ってきたノウハウをバイク事業においても活かすことができた結果だと考えております。

株式会社チャンピオン(以下 チャンピオン)は、1965年7月に創業した愛知県名古屋市に本社を置く輸入バイクのハーレーダビッドソンおよびベスパの正規ディーラーを運営する会社です。1985年にハーレーダビッドソンの正規ディーラーを開始し、以来35年のあいだ正規ディーラーとして店舗運営を行い、現在は愛知県および静岡県で合計4店舗を展開しています。ディーラー開始当時、愛知県内のハーレーダビッドソン正規ディーラーはチャンピオン1社のみであり、1997年からの9年間は日本最優秀ディーラーを受賞するなど、東海エリアにおけるハーレーダビッドソン正規ディーラーとしての歴史と高い知名度を保有しております。店舗の特徴として、店舗はいずれも大型サイズであり、国道1号線など主要幹線道路沿いの利用価値の高い土地を自社保有している点や、正規ディーラーならではの充実したサービスファクトリーおよび倉庫等の設備を保有している点などがあります。

当社といたしましては、今般チャンピオンを子会社化し、BMW Motorradに加えてハーレーダビッドソンの正規ディーラーを運営することで、バイク事業と当社の四輪事業においてシナジーが生まれ、企業価値の向上に資すると判断いたしました。具体的には、当社の四輪顧客と共通項の多い中型および大型の輸入バイク顧客を取り込むことで、バイク事業そのものの拡大、バイク顧客と四輪顧客相互へ販売できる商材確保と顧客接点の増加、ハーレーダビッドソン正規ディーラーとしての当社の認知度および信頼性の向上などがあります。なお、当社は2020年よりチャンピオンと本件の協議を進めてまいりましたが、株主変更後もハーレーダビッドソン正規ディーラーの運営を継続するには、正規インポーターであるハーレーダビッドソンジャパン株式会社(本社:東京都新宿区、代表取締役:野田一夫)の審査および承認が必要であり、このたび2021年2月18日に正式承認が下りたことを受けて、取締役会決議に至ったものであります。

## (5) 取得対象子会社に関する子会社取得の対価の額

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 株式会社チャンピオンの普通株式 | 850,000千円 |
| アドバイザー費用等(概算額)  | 39,880千円  |
| 合計(概算額)         | 889,880千円 |

## 2. 特定子会社の異動

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金および事業の内容

名称 : 株式会社チャンピオン  
所在地 : 愛知県名古屋市千種区香流橋二丁目3番1号  
代表者の氏名 : 代表取締役 秋葉 武夫  
資本金の額 : 30,000千円（2020年5月期末時点）  
事業の内容 : ハーレーダビッドソンおよびベスバの正規ディーラー運営

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数および当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前 : 0個

異動後 : 5,000個

総株主等の議決権に対する割合

異動前 : 0.00%

異動後 : 100.00%

(注) 総株主等の議決権に対する割合は、株式会社チャンピオンの2020年5月31日現在における総株主等の議決権の数（5,000個）を基準に算出しております。

(3) 当該異動の理由およびその年月日

異動の理由 : 当社が株式会社チャンピオンの全株式を取得することにより子会社となり、当該子会社の純資産の額が当社の純資産の額の100分の30以上に相当し、特定子会社に該当するためであります。

異動の年月日 : 2021年3月1日（予定）

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

|         |                |                               |                          |
|---------|----------------|-------------------------------|--------------------------|
| 有価証券報告書 | 事業年度<br>(第18期) | 自 2019年10月1日<br>至 2020年9月30日  | 2020年12月28日<br>東海財務局長に提出 |
| 四半期報告書  | (第19期第1四半期)    | 自 2020年10月1日<br>至 2020年12月31日 | 2021年2月12日<br>東海財務局長に提出  |

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

令和2年12月25日

株式会社グッドスピード

取締役会 御中

監査法人 A & A パートナーズ

東京都中央区

指定社員 公認会計士 寺田 聡司  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 松本 浩幸  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社グッドスピードの令和元年10月1日から令和2年9月30日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社グッドスピードの令和2年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年2月12日

株式会社グッドスピード  
取締役会 御中

監査法人A & Aパートナーズ  
東京都中央区

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 寺田 聡司 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 松本 浩幸 印

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社グッドスピードの2020年10月1日から2021年9月30日までの第19期事業年度の第1四半期会計期間(2020年10月1日から2020年12月31日まで)及び第1四半期累計期間(2020年10月1日から2020年12月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社グッドスピードの2020年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。